



鳥取県公報

平成 27 年 12 月 15 日(火)
第 8 7 5 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (801) (企業支援課) 2
	保安林の指定の解除予定 (802) (森林づくり推進課) 3
	土地収用法による事業の認定 (803) (県土総務課) 3
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (54) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (青少年・家庭課) 4
	落札者の決定 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第801号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合東福原店 米子市東福原六丁目11-7
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社丸合 米子市東福原六丁目12-40
- 3 変更する事項
 - (1) 店舗の面積
変更前 1,559平方メートル
変更後 1,953平方メートル
 - (2) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置
次のとおりとする。
 - イ 駐輪場の位置
次のとおりとする。
 - ウ 荷さばき施設の位置
次のとおりとする。
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置
次のとおりとする。
 - (3) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 4
変更後 5
 - イ 駐車場の自動車の出入口の位置
次のとおりとする。
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時から午後7時まで
変更後 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
平成28年8月8日
- 5 届出年月日
平成27年12月7日
- 6 縦覧に供する期間
平成27年12月15日から4月間
- 7 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 8 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第802号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字銀山字八小屋左ノ谷側798の15・字八小屋右ノ谷側799の20・799の21(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第803号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年12月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

琴浦町

2 事業の種類

大高野官衙遺跡保存・活用事業

3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字槻下字鐘鑄場、字駕籠据場及び字大高野地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

大高野官衙遺跡保存・活用事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である琴浦町は、地方公共団体であり、本件事業を実施する権能を有しており、本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

大高野官衙遺跡は、律令国家の地方支配の具体相を示す貴重な遺跡であり、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に基づき史跡として指定されているが、指定範囲の一部が民有地であり農業などが行われている。

本件事業は、大高野官衙遺跡の保存及び活用をすることを目的としており、指定区域内の民有地を町有化し歴史公園として整備することにより、遺跡の文化的価値を利用し、観光による地域の活性化や社会教育の施設として活用することとされている。地域の文化遺産を後世に伝えとともに、文化財の活用等を行うことにより得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとする事ができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、遺跡及び駐車場用地であるが、起業地の選定に当たっては、遺跡部分については文化財保護法第109条第1項に基づく指定区域であり、駐車場用地については調査作業や遺跡を活用していくための利便性、利用者や周辺住民の安全性、事業費が安価であること及び周辺環境へ悪影響を及ぼさないことを条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、大高野官衙遺跡の指定地は、文化財保護法第109条第1項に基づき史跡として指定されているが、指定範囲の一部にある民有地では農業などが行われており、農業の継続により遺跡に影響を及ぼす可能性もある。本件事業において、指定区域内の民有地を町有化し歴史公園として整備することにより、遺跡の文化的価値を利用し、観光による地域の活性化や社会教育の施設として活用することとされている。

上記より、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字徳万266-5

琴浦町生涯学習センターまなびタウンとうはく

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第54号

平成27年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、517であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成27年12月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム構築・運用保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 27 年 10 月 21 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契約金額 | 26,751,600 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 27 年 8 月 21 日 |
| 7 落札方式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課
鳥取市東町一丁目 220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 27 年 12 月 15 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 厨房機器 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 27 年 11 月 6 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社フジマック松江営業所
島根県松江市学園一丁目 9-3 |
| 5 落札金額 | 40,532,400 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 27 年 9 月 18 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務局管財課
倉吉市東昭和町 150 |